あ監委第 69-1 号 令和 7 年 8 月 4 日

あわら市長 森 之 嗣 様

あわら市監査委員 杉本

あわら市監査委員 北島



令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の 規定により、審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び公営 企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を 審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和6年度決算に基づく あわら市財政健全化判断比率等 審 査 意 見 書

あわら市監査委員

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率意見書

第1 審査の対象

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率並びに それらの算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和7年7月28日(月)

第3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率、並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に沿って作成されているかなどに主眼を置き、証拠書類と照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

1 健全化判断比率

(1)総合意見

審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に沿って作成されているものと認められた。健全化判断比率は次表のとおりで、早期健全化基準を下回っていることから財政状況が著しく悪化している状況ではなく、今後とも財政の健全性確保に努められたい。

		令和6年度	
	比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実 質 赤 字 比 率	_	13.53%	20.00%
②連結実質赤字比率	_	18.53%	30.00%
③実質公債費比率	8.3%	25.0%	35.00%
④ 将 来 負 担 比 率	23.0%	350.0%	

実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については、あわら市の財政規模に 応じた基準

(2) 個別意見

①実質赤字比率

一般会計等の令和6年度決算収支において実質赤字額は生じていない。

②連結実質赤字比率

全会計の令和6年度決算収支において連結実質赤字額は生じていない。

③実質公債費比率

芦原温泉駅周辺整備事業及び公共用地先行取得事業の起債の元金償還が始まったことに伴い、元利償還金の額が増大するとともに、合併特例債や下水道事業債等の償還終了により普通交付税基準財政需要額に算入された額が減少し、実質公債費率(単年度)は増加した。また、実質公債費比率の3カ年平均は8.3%(対前年度比1.0ポイントの増)となったが、早期健全化基準の25.0%は下回っており、公債費の財政負担が当該年度の標準財政規模等に比して著しく過大な状況にはない。

しかし、今後も芦原温泉駅周辺整備事業、道の駅「蓮如の里あわら」等の大規模 事業に係る元利償還金が増加することから、実質公債比率は高まると思われる。

④将来負担比率

ふるさと納税が好調となり、充当可能基金残高が増加するとともに、地方債残高が減少、将来負担額も減少したことにより、将来負担比率は23.0%(対前年度比0.6 ポイントの減)となった。早期健全化基準の350.0%を大きく下回っており、将来の市債償還や債務負担行為の支出予定額等が当該年度の標準財政規模等に比して著しく過大な状況にはない。

しかし、今後は芦原温泉駅周辺整備事業、道の駅「蓮如の里あわら」等の大規模 事業の終了により、地方債発行額は横ばいで推移し、発行額以上に元金償還が進む ため地方債残高は減少するが、財源不足を補うための財政調整基金の取崩しや、 合併特例債残高の減少による充当可能財源等の減少で、将来負担比率は横ばいで推 移すると見込まれる。

2 資金不足比率

(1) 総合意見

審査に付された令和6年度決算に基づく各公営企業会計の資金不足比率及び その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に沿って 作成されているものと認められた。資金不足比率は次表のとおりで、2つの会計 全てにおいて資金の不足額は生じていないことから経営資金の状況が著しく悪化 している状況にはなく、今後とも経営の健全性確保に努められたい。

特別会計の名称	令和6年度	経営健全化基準
水道事業会計	_	20.0%
公共下水道事業会計	_	20.0%

【審查資料】

1 健全化判断比率等の対象会計等

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計等は、次のとおりである。

	区分 · 会計名等						全化	判断	比率	密等	の対	対象
_	_	般	会	計	_	実		/		>_		7
般会計等	一般会計等に	農業者	f労働災害:	共済特別会	会計	(質赤字比	連					
等 	特別会計	公用特	地 先 行 耶 : 別	y 得 事 業 会 計	費、	率	岩		実質		ij	
公	一般会計等以 の特別会計の ち、公営企業	う 凷 氏	健康保障	食特別会	計		 質 赤		公債		将来	
当事	係る 特別会計 以外の会計	後期	高齢者医	療特別会	計		字 ——比		費		負担	
業 公営企		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	道事	業会	H		率		比率		比率	資金不
業会計		用	下水道	事業会	計						#	足比率
	一部事務	 組合・	広域連	合				_		7		
	地方公社	上・第三	ミセクタ	<u> </u>						_		7

(注) 1 地公企法は地方公営企業法、地財令は地方財政法施行令をいう。また、法適用とは地方公営企業法を全部又は一部適用する公営企業であり、法非適用とは法適用以外の公営企業をいう。

2 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、財政収支のフロー面からその年の決算により生じた実質赤字額が、標準的な一般財源規模のどの程度の割合になるかを示す指標。この比率が一定基準(早期健全化基準、財政再生基準)以上となった場合は、基準に応じて財政健全化を図るための具体的な計画(財政健全化計画又は財政再生計画)の策定と実施が義務づけられている。

【実質赤字比率の算定方法】

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額(A) 標準財政規模(B)

- (注) 1 一般会計等の実質赤字額は、一般会計及び特別会計のうち普通会計(一般会計に 準ずる会計)に相当する会計における実質赤字の額である。
 - 2 標準財政規模とは、標準的な状態のとき通常収入されるであろう経常的な一般 財源の規模を示すものであり、標準税収入額等に普通地方交付税及び臨時財政 対策債発行可能額を加えたものである(以下同じ)。

各年度決算における実質赤字比率

	今和5年度	今和6年度	判断	基 準
	区 分 一	早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率	-	-	13. 53%	20.00%

令和6年度決算における実質赤字比率は、前年度と同じく一般会計等の実質収支が黒字となっていることから生じておらず、財政健全化計画の策定等が求められる判断基準を下回っている。なお、実質赤字比率の算定内訳は次のとおり。

(単位:千円、%、ポイント)

区 分		令和5年度	令和6年度	増	或				
			71			7110平度	7 710平度	金額等	比率
一角	役 会 記	計等 6	り実質	質収ラ	友額(A)	832,593	1,095,926	263,333	31.6
-	-	般	É	$\stackrel{\sim}{=}$	計	831,615	1,094,961	263,346	31.7
-	一般会	計等は	[属す	る特別	会計	978	965	△ 13	$\triangle 1.3$
	農業	者労働	災害共	済特別:	会計	978	965	△ 13	$\triangle 1.3$
	公共	用地先行	亍取得事	業特別	会計	0	0		
標	準	財	政	規	模 (B)	8,854,279	8,935,226	80,947	0.9
実	質	赤	字	比	率	_	_	-	
			(A) _/	/(B)×	100	9.40	12.26	2.86	_

⁽注) 実質収支額が黒字の場合は金額をプラス表示し、赤字の場合は実質赤字額として△表示している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は全会計における実質赤字額(公営企業にあっては資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、財政収支のフロー面からその年の決算により生じた実質赤字額が標準的な一般財源規模のどの程度の割合になるかを示す指標。この比率が一定基準(早期健全化基準、財政再生基準)以上となった場合は、実質赤字比率の場合と同じく財政健全化計画の策定等が義務づけられている。

【連結実質赤字比率の算定方法】

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 (A) 標準財政規模 (B)

(注) 連結実質赤字額は、一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・法非適用企業) 以外の特別会計の実質収支額と公営企業の特別会計の資金の不足額・余剰額の合計が マイナスとなった場合の額である。

各年度決算における連結実質赤字比率

区分	分 令和5年度 令和6年度		判 断 早期健全化基準	基 準 財政再生基準
連結実質赤字比率	_	_	18.53%	30.00%

令和6年度決算における連結実質赤字比率は、前年度と同じく対象会計全体の財政収支が黒字となっていることから生じていない。なお、連結実質赤字比率の算定内訳は次のとおり。

(単位:千円、%、ポイント)

							(十四:111)	70 (4. 14 17
		区	分		令和5年度	令和6年度	増	減
							金額等	比率
連結	Ę	質 収 🧵	支 額 等	(A)	1, 800, 001	1, 905, 094	105, 093	5.8
		- #	投 会	=	831, 615	1, 094, 961	263, 346	31. 7
	—-j	般会計等に	農業者労働災特別 分	災害 共済 計	978	965	△ 13	△ 1.3
一般会計及び公営企業以外の	属す	る特別会計	公共用地先行] 特別 分		0	0	0	_
特別会計の 実質収支額 一般会計等以外 のうち公営企業			国民健康 特別 会		124, 270	119, 525	△ 4, 745	△ 3.8
		る特別会計 (外の会計	後期高齢 ³ 特別 <i>4</i>	者 医療計	414	1, 362	948	229. 0
公営企業に係る 会計の資金不足	法適	宅地造成	水道事業	会計	689, 165	458, 545	△ 230, 620	△ 33.5
額余剰資金	用	事業以外	公共下水道事	事業会計	153, 559	229, 736	76, 177	49. 6
		標準具	す 政 規 模	(B)	8, 854, 279	8, 935, 226	80, 947	0.9
		連結実	質 赤 字	比 率	_	_	_	_
			(A) / (B)	$\times 100$	20. 33	21. 32	_	0. 99

(注)

¹ 実質収支額が黒字又は資金剰余額が生じている場合は金額をプラス表示し、実質収支が赤字又は資金不足額が 生じている場合は金額を△表示している。

² 資金不足額・剰余額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)等により、 法適用公営企業にあっては流動資産の額と流動負債の額を基礎として、法非適用公営企業にあっては歳入歳出 決算額に地方債残高や将来の土地収入見込額等を基礎として算定される。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、市債元利償還費(繰上償還など臨時的なものを除く)と公営企業債償還費に対する一般会計繰入金など、公債費に準ずる経費に充てた一般財源が標準財政規模に占める割合から、実質的な公債費の財政負担状況を示す比率。この比率が一定基準(早期健全化基準、財政再生基準)以上となった場合は、基準に応じて財政健全化計画等の策定が義務づけられており、18.0%以上の団体は起債に当たり許可が必要となる。

【実質公債費比率の算定方法】

実質公債費比率 =

地方債の元利償還金(A) + 準元利償還金(B) - 元利償還金又は準元利償還金に充てられた特定財源(C)

標準財政規模 (E)

一 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)

× 100の3か年平均

- 一 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)
- (注) 1 地方債の元利償還金は繰上償還などの臨時的なものを除いており、準元利償還金は一般会計から 一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの等を いう。
 - 2 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、普通地方交付税算定において基準財政 需要額に算入された額である。

各年度決算における実質公債費比率

区分	令和5年度	令和6年度	判 斯 早期健全化基準	基準 財政再生基準
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	7.3%	8.3%	25.0%	35.0%

令和6年度決算における実質公債費比率は8.3%(対前年度比+1.0ポイント)で、 早期健全化基準、市債発行に許可が必要な基準を下回っている。なお、実質公債費 比率の算定内訳は次のとおり。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・一般会計の地方債元利償還金 (繰上償還額を除く)	1, 566, 389	1, 571, 416	1, 925, 162
· 準元利償還金 (B)	495, 040	486, 929	452, 784
公営企業債等元利償還に充てた 一般会計等からの繰出金	398, 591	383, 391	352, 466
債務負担行為に基づく支出のうち 公債費に準ずるもの	0	0	0
一時借入金の利子	0	0	0
組合等が起こした地方債の償還に 充てた一般会計等の負担額	96, 449	103, 538	100, 318
· 元利償還金・準元利償還金に充てられた (C) 特定財源	59, 846	26, 078	345, 396
・元利償還金・準元利償還金に係る基準財 _(D) 需要額算入額	1, 444, 170	1, 443, 760	1, 320, 911
(A)+(B)-(C)-(D)	557, 413	588, 507	711, 639
・標準財政規模 (E)	8, 729, 198	8, 854, 279	8, 935, 226
(E) — (D)	7, 285, 028	7, 410, 519	7, 614, 315
• 実質公債費比率 (単年度) (A)+(B)-(C)-(D)/(E)-(D)×100	7. 65	7. 94	9. 35
・実質公債費比率(3か年平均)	7. 0	7. 3	8.3

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、標準的な一般財源の規模に対し一般会計等が将来負担すべき 実質的な負債に係る一般財源の比率であり、一般会計等が背負っている諸債務の ストックが標準的な一般財源収入の何年分に相当するかを示す趣旨の指標。この比 率が早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画の策定等が義務づけられ ている。

なお、この指標においては、一般会計等に係る地方債残高や公営企業など、一般会計等以外の会計に係る地方債の償還に充てるための、一般会計等からの繰出金のほか、損失補償契約に基づき見込まれる負担額等が対象となる。

【将来負担比率の算定方法】

将来負担比率 = 将来負担額(A) - 充当可能財源等(B) 元利償還金・準元利償還金に係る

標準財政規模 (C) — 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 (D)

各年度決算における将来負担比率

区 分	令和5年度	令和6年度	判 断 早期健全化基準	基準 財政再生基準
将来負担比率	23.6%	23.0%	350.0%	

令和6年度決算における将来負担比率は23.0%(対前年度比△0.6ポイント)で、 早期健全化基準350.0%は下回っている。なお、将来負担比率の算定内訳は次の とおり。

(単位:千円、%、ポルト)

区 分	令和5年度	令和6年度	増	減
<u></u>	7年3年度	740年度	金額等	比率
将 来 負 担 額(A)	23, 084, 260	22, 647, 098	△ 437, 162	△ 1.9
充 当 可 能 財 源 等(B)	21, 330, 639	20, 892, 850	△ 437, 789	\triangle 2.1
(A) - (B)	1, 753, 621	1, 754, 248	627	0.0
標準財政規模(C)	8, 854, 279	8, 935, 226	80, 947	0.9
元利償還金・準元利償還金に係る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額 (D)	1, 443, 760	1, 320, 911	△ 122, 849	△ 8.5
(C) - (D)	7, 410, 519	7, 614, 315	203, 796	2.8
将 来 負 担 比 率 ((A)-(B))/(C)-(D))×100	23.6	23. 0	△ 0.6	_

将来負担額(A)の内訳

(単位・千円 %)

			(早12.: -	下門、%)
区 分	令和5年度	令和6年度	増 金額等	<u>減</u> 比率
将 来 負 担 額 (A)	23, 084, 260	22, 647, 098	△ 437, 162	△ 1.9
①一般会計等の地方債現在高	17, 076, 907	16, 269, 917	△ 806, 990	△ 4.7
② 債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	_
③ 公営企業債等元金償還に充てる 一般会計等の繰出し見込額	3, 485, 913	3, 946, 591	460, 678	13. 2
④ 組合等の地方債の償還に係る 一般会計等の負担見込額	495, 238	440, 948	△ 54, 290	△ 11.0
⑤ 退職手当支給予定額の一般会計等の負担見込額	2, 026, 202	1, 989, 642	△ 36, 560	△ 1.8
⑥一般会計等の負担見込額	0	0	0	_
⑦ 組合等の連結実質赤字額に係る 一 般 会 計 等 の 負 担 見 込 額	0	0	0	_
⑧連結実質赤字額	0	0	0	_

なお、令和6年度における将来負担額(A)の算定内訳は次のとおり。

(単位:千円)

					(十匹・111)
			将 来 負	負担額	
区 分		一般会計等の 地方債現在高	公営企業債等 元金償還に充 てる一般会計 等の繰入見込 額	組合等の地方 債の償還に係 る一般会計等 の負担見込額	予定額の一般
一般会計		16, 269, 917	_	_	1, 989, 642
一般会計等以外の特別会計 公営企業に係る特別会計以					
国民健康保険特別会計		_	_	_	_
後期高齢者医療保険特別	川会計		_	_	
公営企業に係る会計					
法 〈宅地造成事業以外〉					
適 水道事業会計		_	278, 191	<u>—</u>	_
用 公共下水道事業会計		_	3, 668, 400	_	
一部事務組合・広域連合					
嶺北消防組合		_	_	324, 298	_
福井坂井地区広域市町村圏	圖事務組合	_	_	116, 650	
地方公社・第三セクター					
土地改良区		_	_	_	_
計		16, 269, 917	3, 946, 591	440, 948	1, 989, 642
合	計	22, 647, 098			

⁽注) 1

¹ 退職手当支給予定額の一般会計等の負担見込額は、職員全員が自己都合で令和6年度末に退職すると仮定した場合に一般会計が実質的に負担すると見込まれる額である。2 設立法人等の負債額等に係る一般会計等の負担見込額は、設立した一定の法人の負債の額や損失補償等債務に係るもので同法人の財務・経営状況を基に財政健全化関係法令等の規定により一定の基準で算出される額である。

充当可能財源等(B)の内容

(単位: 千円、%)

			()	1 1 3 7 7 0 7
区分	令和5年度	令和6年度	増 金額等	减 比率
充 当 可 能 財 源 等 (B)	21, 330, 639	20, 892, 850	△ 437, 789	△ 2.1
充 当 可 能 基 金 額 ①	6, 185, 300	6, 604, 248	418, 948	6.8
特定財源見込額②	61, 377	38, 033	△ 23, 344	△ 38.0
地 方 債 現 在 高 等 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	15, 083, 962	14, 250, 569	△ 833, 393	△ 5.5

- (注) 1 充当可能基金額とは、地方債の償還に充当が可能な基金の額である。
 - 2 特定財源見込額とは、地方債の償還に充当が可能な特定の歳入の見込額である。
 - 3 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額とは、将来発生する地方債元金償還や準元金 償還に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額である。

a 充当可能基金額①の内訳

(単位:千円、%)

(単位:十円、%)				
区 分	令和5年度	令和6年度	増 減	
	17年8千度	17年6千度	金額等	比率
財 政 調 整 基 金	3, 880, 000	3, 780, 000	△ 100,000	\triangle 2.6
減 債 基 金	373, 956	407,080	33, 124	8.9
自動車購入基金	16, 329	16, 349	20	0.1
土 地 開 発 基 金	199, 429	199, 478	49	0.0
ふるさと創生基金	67, 426	56, 256	△ 11, 170	△ 16.6
福祉基金	220, 298	220, 298	0	0.0
金津雲雀ヶ丘寮基金	21, 419	19, 082	\triangle 2, 337	△ 10.9
工業等振興基金	807	808	1	0.1
南部土地区画整理基金	29, 964	28, 213	\triangle 1,751	△ 5.8
学校施設整備基金	80,006	90,006	10,000	12.5
ふるさとあわらサポート基金	802, 273	1, 289, 054	486, 781	60.7
森林環境讓与税基金	1, 981	5, 927	3, 946	199.2
新型コロナウイルス感染症 対 策 利 子 補 給 基 金	4, 178	4, 185	7	0.2
国民健康保険基金	454, 599	454, 867	268	0.1
農業者労働災害共済基金	32, 635	32, 645	10	0.0
合 計	6, 185, 300	6, 604, 248	418, 948	6.8

⁽注) 金額は各年度末における現金預金の保有高であり、出納整理期間における他会計との 積立て及び取崩しを含む。

b 特定財源見込額②の内訳

(単位:千円、%)

区 分	令和5年度	令和6年度		減 比率
公営住宅使用料	61,377	38,033	△ 23,344	△ 38.0

(注)公営住宅使用料は、主に公営住宅建設事業債の各年度末現在高相当額である。

3 資金不足比率

資金不足比率は公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、 公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標 化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標。この比率が経営健全化基準以上となっ た場合は経営健全化計画の策定等が義務づけられている。

【資金不足比率の算定方法】

資金不足比率 = <u>資金不足額(A)</u> 事業の規模(B)

- (注) 1 資金の不足額は、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本とし、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。
 - ※ 宅地造成事業を行う企業会計については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
 - 2 事業の規模は法適用企業については「営業収益の額-受託工事収益の額」、法非適用企業については「営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額」により算出する。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業については「事業経営のための財源規模」(調達した 資金規模)を示す資本及び負債の合計額としている。

(2) 各年度決算における資金不足比率

区分	特別会計の名称	令和5年度	令和6年度	判断基準 経営健全化基準
資金不足	水 道 事 業 会 計	_	_	20.0%
比 率	公共下水道事業会計	_	_	20.0%

(注)「一」の表示は、資金不足がないことを表している。

令和6年度決算における資金不足比率は生じておらず、経営健全化計画の策定等 が求められる基準を下回っている。なお、資金不足比率の算定内訳は次のとおり。

(単位:千円、%、ポイント)

特別会計の名称	区分	令和5年度	令和6年度	増減
	資金の不足額・剰余額(A)	\triangle 689,165	\triangle 458,545	230,620
水道事業会計	事 業 の 規 模(B)	535,944	518,451	\triangle 17,493
小坦尹未云司	資 金 不 足 比 率	_	_	_
	$(A) / (B) \times 100$	(\triangle 128.6)	(△88.4)	(40.1)
	資金の不足額・剰余額(A)	\triangle 153,559	△ 229,736	△ 76,177
公共下水道	事 業 の 規 模(B)	583,561	578,602	$\triangle 4,959$
事業会計	資 金 不 足 比 率	_	_	_
	$(A) \diagup (B) \times 100$	(△ 26.3)	(△ 39.7)	(△ 13.4)

(注) 資金に剰余額が生じている場合は金額を△表示し、不足額が生じている場合は金額 をプラス表示している。